

美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金 Q&A 集

目次

1. 補助対象者に関する事……1 ページ
2. 補助対象住宅に関する事……1 ページ
3. 補助対象工事に関する事……2 ページ
4. 申請手続きに関する事……4ページ
5. 災害復旧工事に関する事……6 ページ
6. 補助金に関する事……6 ページ
7. 補助対象工事の一例について…7 ページ
8. 省エネルギー・断熱化工事に係る補助要件について…8 ページ



美郷町 建設課
令和7年4月

1. 補助対象者に関すること

Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？

補助対象住宅について、建設業者等と工事請負契約を締結される方です。補助金は、申請者に交付されます。建設業者等が申請者になることや、補助金を受け取ることはできません。

なお、申請書類等の提出等手続きにあたり、申請者の代理として、建設業者等が、窓口書類を持参することは構いません。

Q1-2 町外居住者が工事完了後に町内に転入する場合、申請できますか？

補助対象者は町内に居住している方です。補助申請時に町内に住民登録をしている必要があります。

Q1-3 住宅の所有者が親族(親子・配偶者)の場合、申請できますか？

同居の親族であれば申請できます。なお、親族関係が確認できない場合は、続柄が分かる書類(戸籍謄本等)が必要になる場合があります。

Q1-4 申請者が町の税金や使用料等を滞納している場合でも申請できますか？

滞納が解消した後に申請してください。

なお、申請後の内容審査で滞納を確認した場合は、滞納が解消した後に補助金を交付決定します。また、同居親族が滞納している場合も、補助金の交付決定は滞納が解消した後となります。

2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1 いわゆる別荘のリフォーム・増改築工事は補助対象になりますか？

別荘(セカンドハウスなど。)等については、対象になりません。

Q2-2 店舗等併用住宅はどのように判断すればよいですか？

店舗等併用住宅については、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であることを要件としており、併用部分の面積によっては住宅部分の工事を含めて建物全体が補助対象外になります。

併用部分については、既に廃業している場合であっても、当該部分の住宅用途としての活用が明らかでない限り併用部分として扱います。

Q2-3 店舗等併用住宅の補助対象工事範囲はどのように判断すればよいですか？

店舗等併用住宅の補助対象工事範囲は、住宅部分に係る工事が対象で、店舗等併用部分に係

る工事は対象になりません。しかし、店舗等併用部分の模様替えなどの工事を行って住宅として利用しようとするものであれば、その工事も補助対象になります。

Q2-4 住宅用の車庫や物置は補助対象になりますか？

補助対象になります。

Q2-5 中古住宅(空き家)をリフォームした後、購入する場合は補助対象になりますか？

補助対象になりません。所有権取得後にリフォーム等工事を行う場合(工事請負契約書に記載の着工日が所有権移転日以降である場合)に限り補助対象になります。

Q2-6 購入した住宅は前の所有者が町のリフォーム補助金を利用してリフォームしていました。補助対象になりますか？

以前に補助を受けた住宅でも、同一箇所を工事する場合は前の工事から10年、別の箇所の工事であれば5年が経過していれば改めて申請することができます。この場合、所有権が移転したことを確認できる書類(登記簿など)を提出していただく場合があります。

3. 補助対象工事に関すること

Q3-1 補助対象になるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？

補助対象世帯の居住環境向上に資する工事が対象になります。詳しくは工事の一例をご覧ください。【⇒7. 補助対象工事の一例について】

災害復旧工事の場合は、自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象)による復旧工事で、町住民生活課から「り災証明書」が発行されているものが対象になります。

上記に加え、関連する工事や費用(解体や復旧が発生する取り合い部分の工事、仮設工事、足場費用など)が補助の対象になります。補助対象になるか判断しがたい場合は、町建設課までお問い合わせください。

Q3-2 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？

複数ある工事費を合算することが可能です。

また、補助金交付決定後に追加工事を行った場合、完了実績報告書提出前で、複数工事それぞれが補助対象工事の場合は合算することができます。なお、補助金額にも変更が生じる場合は、変更交付申請書に工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳見積書の写し、変更部分に係る工事施工前の写真を添付して提出してください。

Q3-3 介護保険制度を利用して住宅改修を行った場合、補助対象になりますか？

補助対象になります。

Q3-4 補助対象工事に「町内の事業所または町内の個人事業者が施工すること」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？

町内にお住まいの個人の大工さんや工務店でも対象になります。株式会社等法人の場合は、町内に本店や支店を有する事業者に限ります。

Q3-5 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？

補助対象になります。

Q3-6 ホームセンター等で販売されているアルミ製のカーポートや鋼板製の物置の設置は補助対象になりますか？

補助対象になりません。

Q3-7 中古住宅を購入してリフォームする場合、補助対象になりますか？

所有権を取得した中古住宅(空き家)であれば補助対象になります(登記をした場合に限る)。この場合、対象住宅の所在地に住民登録する必要があります。

Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は補助対象になりますか？

既存住宅の改修を補助制度の主な目的としているため、補助対象になりません。なお、併用住宅は1/2以上が住宅であれば補助対象になります。

Q3-9 自分で材料や機器を購入し、建設業者等と設置工事の契約を締結した場合は補助対象になりますか？

町内の業者から購入した材料や機器の費用と建設業者等との契約金額の合計が20万円以上である場合は、補助対象になります。申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等と建設業者等との請負契約書の写しを添付してください。

例)節水型トイレを自分で手配し、取り付け工事を建設業者等がする場合は、機器費及び工事費とも対象になります。

Q3-10 自分が大工で自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？

町内の業者から購入した材料や機器の費用の合計が20万円以上である場合は、補助対象になります。この場合、本人の施工手間は補助対象になりません。申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等を添付してください。

なお、本人が施工せず、工事を依頼した部分にあっては、請負工事となりますので契約書の写しを添付してください。材料や機器の購入費用と建設業者等との契約金額の合計が20万円以上である場合に補助対象になります。

Q3-11 新築及び全面改築の場合は補助対象になりますか？

補助対象になりません。既存住宅のリフォーム工事が補助対象です。

Q3-12 解体工事は補助対象になりますか？

解体工事は原則として補助対象になりませんが、補助対象工事のリフォーム等に伴い実施する解体工事・減築工事は補助対象になります。

Q3-13 減築とは何ですか？

住宅を部分的に解体すること(別棟を除く。)です。(例:2階建てを平屋建てにする工事等)

Q3-14 エアコンを設置した場合、エアコン機器費は補助対象になりますか？

増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は、機器費も含めて補助対象になります。

Q3-15 カーテン、ブラインド、固定タイプのロールスクリーンの設置は補助対象になりますか？

増改築・内装工事に伴い設置する場合は、補助対象になります。

Q3-16 太陽光発電システムの設置工事は、補助対象になりますか？

改修や復旧工事も含め、太陽光発電システムに関連する費用は補助対象になりません。

Q3-17 自然災害に起因する停電で被害を受けた場合の復旧工事は対象になりますか？

町住民生活課から「り災証明書」が発行されている場合は対象になります。申請の際に、「り災証明書」の写しも提出してください。なお、通常の使用を怠るなど、居住者の責により発生した被害の復旧工事は、補助対象外となります。

【例】

- ・暴風雪による停電で給湯機の凍結防止ヒーターが作動せず、給湯機が故障した
→復旧に要する費用(給湯機の修理や交換)が補助の対象になります。
- ・低温の際に水抜きを怠ったため、水道管などが破損した
→補助の対象にはなりません。

Q3-18 現状と同じ仕様に改修する場合、対象になりますか？(複層ガラス窓を複層ガラス窓に改修、ユニットバスの更新、熱交換型換気設備の更新、LED照明の更新等)

補助対象になります。

4. 申請手続きに関すること

Q4-1 申請の窓口はどこですか？

美郷町建設課建設管理班(美郷町役場第二庁舎)です。

Q4-2 補助金交付申請はいつすれば良いですか？

原則、工事着手前に申請してください。完了した工事についても、工事着工前の写真等の必要書類が整っている場合は申請可能ですが、審査の結果、要件に満たない場合は補助金の交付決定を受けることはできません。また、予算の都合により申請をお断りする場合があります。

Q4-3 工事着手前の写真がない場合は補助金の申請はできませんか？

工事予定箇所の写真を撮り忘れた場合は、工事が行われたか特定することができないため、補助金の交付を受けることができません。ただし、何かの機会に撮った写真で、工事着手前と判別できる写真は同等のものとして扱います。

Q4-4 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？

契約書を分ける必要はありませんが、対象部分と対象外部分がわかる内訳明細書を添付してください。

Q4-5 過去に補助金の交付を受けていますが、申請はできますか？

以前に補助を受けた住宅でも、同一箇所を工事する場合は前の工事から10年、別の箇所の工事であれば5年が経過していれば改めて申請することができます。

自然災害による災害復旧工事は、被災の都度に1回補助を受けることができます。

Q4-6 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？

工事途中で工事内容の変更等により工事費が変更となり、補助金額にも変更が生じる場合は、変更交付申請書に工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳見積書の写し、変更部分に係る工事施工前の写真を添付して提出してください。

Q4-7 工事が完了したとき(完成年月日)とはいつですか？

請負業者からの引き渡しを受けた日とします。ただし、建築基準法の規定による確認を受けなければならない工事は検査済証の交付日とします。

Q4-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要となっていますが、全額支払いが済んでいません。完了実績報告書の提出はできますか？

工事請負者に工事代金全額が支払われた後でなければ、完了実績報告書の提出はできません。

Q4-9 工事金額を金融機関に振り込み、その内容を請負業者が確認することで、領収書のやりとりを省略しているため、完了実績報告書に領収書を添付できない場合どうすればよいですか？

領収書に代えて、振り込む方、振り込み先及び金額がわかる払い込み取り扱い票控え、ATM振り込み控え、インターネットによる振り込みを証明する書類などを添付することにより、領収書

の写しと同様の扱いとします。

5. 災害復旧工事に関すること

Q5-1 自然災害による災害復旧工事とはどういうものですか？

災害復旧工事は、自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象)により住宅へ被害が生じた場合の復旧工事で、町住民生活課から「り災証明書」が発行されているものが対象になります。

補助金の申請は、り災証明書が交付された日から2年以内に行ってください。

Q5-2 どのような復旧工事が対象になりますか？

被災箇所を原形復旧する工事、それに伴う関連工事が対象になります。

なお、原形復旧の範囲を著しく超える等、災害復旧に直接的に関係しない工事は補助の対象になりません。

6. 補助金に関すること

Q6-1 秋田県が実施している住宅リフォームの補助制度と一緒に利用できますか？

一緒に利用できます。

Q6-2 町が実施している他の補助制度と一緒に利用できますか？

対象工事が重複しないように内容を整理することで利用できます。

Q6-3 国が実施している他の補助制度と一緒に利用できますか？

一緒に利用できます。

Q6-4 補助金はいつ頃口座に振り込まれますか？

完了実績報告書の受理から10日～3週間程度で指定口座に振込みします。振込みのお知らせはしていませんので、通帳記帳などでご確認ください。なお、町からの振込み日は、原則毎月10日・20日・30日です。

Q6-5 一般リフォーム工事と省エネ・断熱化工事を一緒に行いますが、両方の項目で申請できますか？

工事費を精査し、補助上限額を勘案してどちらかお得な方の項目で申請してください。

7. 補助対象工事の一例について

※下記の工事は一例です。

No	補助 対象	リフォーム等の内容	備考
1	○	屋根の張替・塗装	
2	○	外壁の張替・塗装	
3	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
4	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
5	○	窓・ガラス・網戸の取付・交換	
6	○	室内の建具等の交換	アコーディオンカーテンも対象
7	○	断熱化工事	※8.補助要件参照(次ページ)
8	○	屋根の融雪工事	
9	○	バリアフリー改修 (手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など)	
10	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修	
11	○	バルコニーや雪止めの設置	
12	○	畳の取替え(表替え含む)	
13	○	省エネ化工事	※8. 補助要件参照(次ページ)
14	△	エアコン・FF式暖房機の設置・交換	増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は対象
15	△	ガス・IH調理器・給湯機の設置・交換	配管・配線工事を行う場合は対象
16	△	食器棚、下駄箱等の設置	作り付け家具、既製品を固定する場合は対象
17	△	室内カーテンの取付・取替(カーテンレールの取付含む)	増改築・内装工事に伴う場合は対象
18	△	電話やインターネットの配線・配管工事	増改築・内装工事に伴う場合は対象
19	△	家庭用自家発電装置の設置	建物に固定した場合は対象
20	△	住宅の解体工事(全部・一部)	リフォーム・増改築工事を伴う場合は対象
21	△	防腐・防蟻処理	部材交換などの工事を伴う場合は対象
22	△	耐震補強・改修工事	町の耐震改修促進事業を利用しない場合は対象
23	△	消雪及び融雪敷設工事	住宅のリフォーム・増改築工事と合わせて行う場合は対象
24	△	上下水道への接続・浄化槽設置工事	他の町の補助事業を利用しない場合は対象
25	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅のリフォーム・増改築工事に関わる場合は対象
26	×	住宅用太陽光発電システムの設置	
27	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
28	×	電気自動車用の急速充電器の設置	

8. 省エネルギー・断熱化工事に係る補助要件について

美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱第6条第2号の省エネルギー・断熱化工事の補助要件は次のとおりとします。

1. 窓の改修工事

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)に基づく住宅性能表示基準の等級2を満たすための窓の交換、内窓設置及びガラス交換工事

2. 既存の屋根、天井、外壁または床の断熱改修工事

断熱材の種類、厚さ等の仕様が住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準の等級2を満たすもの

3. 節水型トイレへの改修工事

一定の洗浄性能等を有する節水型トイレ(JIS A 5207 に規定する「節水Ⅱ型(洗浄水量 6.5 リットル以下)大便器」の性能と同等以上のもの)に交換する工事

4. ユニットバスへの改修工事

一定の保温性能等を有する高断熱浴槽(JIS A 5532 に規定する「高断熱浴槽」の性能と同等以上のもの)に交換する工事

5. 熱交換型換気設備への改修工事

温度(顕熱)交換効率65%以上のもの

6. LED照明設備への改修工事

照明以外の機能を有する機器を除く

7. 高効率給湯機への改修工事

ヒートポンプ給湯機(エコキュート)等に交換する工事
配管・配線工事を伴うもの

※申請する時は製品の仕様書やカタログ類の写しを添付すること

※完了報告の時は材料等の検収写真を添付すること

